

2020年4月17日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告について

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収文書（令和2年4月6日付）において、文書での報告を求められておりました事項について、下記のとおり報告します。

記

- (1) 回答における内容（役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等）に類似する事案の有無
- ① 役職員による金品受領
 - 現職の役員及び過去10年の会長・社長経験者、現職及び過去10年の原子力・火力・水力・土木・資材部門の役員・幹部経験者を対象に聞き取り調査を行い、類似する事案はないことを確認した。
 - ② 不適切な工事発注・契約
 - 現職及び過去10年の会長・社長、原子力・火力・水力・土木・資材部門の役員・幹部経験者を対象に事前発注約束等について聞き取り調査を行うとともに、原子力・火力・水力・土木部門の過去10年の特命を含む工事等の発注について、選定理由等の適正性に関する調査を行い、いずれも類似する事案はないことを確認した。
 - ③ 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等
 - 役員報酬を減額した期間（2013年度～2017年度）に在任していた役員について、減額終了以降の報酬支払額を調査し、減額した報酬の補填等を行った事実はないことを確認した。

(2) 本件事案が発覚した後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容及びコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

① 取り組んできた内容

- 本件事案の発覚を受け、役員・執行役員・特別管理職に対し、改めてコンプライアンスの徹底について周知（2019年10月29日）
- 取引先からの贈答品は受領しないことを改めて役員・社員に周知徹底し、取引先に対しても贈答品のお断りについて文書を発出（2019年11月22日）
- 社外有識者等も含むコンプライアンス委員会において、以下の施策を決定し、実施（2019年12月13日）
 - ・ 贈答品を受領した場合は会社へ報告し、会社として返却及び贈答辞退などの対応を行うこと、その対応状況をコンプライアンス委員会に報告することをルール化
 - ・ 贈答品の受領に関する問合せ窓口を設置
- グループ会社CSR推進部会において、本件事案の概要及び当社の取組みについて説明し、グループ全体で共有（2019年12月18日）
- 関西電力第三者委員会の調査報告書を踏まえ、以下の対応を実施
 - ・ 監査等委員会において、調査報告書の内容を報告し、当社における現状について説明（2020年3月30日）
 - ・ コンプライアンス委員会を開催し、当社における現状及び今後の取組みについて意見交換（2020年3月31日）
 - ・ コンプライアンス委員会の概要を社内に周知し、本件事案について役員・社員に共有（2020年4月3日）

② 今後の計画

- 今後、コンプライアンス委員会（3月31日）での意見や電気事業連合会の「企業倫理等委員会」における取組みなども踏まえ、更なるコンプライアンスの徹底を図る。
- 今年度のコンプライアンス研修等において、本件事案も取込み、当社における同様の事案発生防止に向け、コンプライアンス意識の徹底を図っていく。

以 上